

第5回 佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会 議事録

平成16年5月12日(水)

佐久市役所8階大会議室

開始時刻 午後16：00

終了時刻 午後16：50

第5回合併協議会次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

(1) 協議事項

協議会で協議すべき項目について

協議会に報告すべき項目について

(2) 次回協議会協議事項

協議会で協議すべき項目について

協議会に報告すべき項目について

4. そ の 他

5. 閉 会

1. 開会

柳澤局長

大変ご苦労様でございます。これより、第5回合併協議会を開会いたします。

協議会規約第10条の規定によりまして、委員の半数以上の皆様が出席しておりますので、会議は成立をしております。

それでは、会長の三浦佐久市長よりご挨拶と引き続きまして会議の進行をお願いいたします。

三浦会長

本日は、お忙しい中、お集まり頂きまして、ありがとうございます。

5月に入り、佐久地域も新緑の萌える爽やかな季節となりました。

皆様、ご承知のとおり、ゴールデン・ウィークに、佐久バルーン・フェスティバルが開催され、県内をはじめ全国各地より17万5千人の皆さんに、ご来場をいただきました。

そして、フェスティバルの期間中、臼田町・浅科村・望月町におきまして、小学生を対象に熱気球教室を開催し、大勢の子どもたちや、一緒に訪れた父兄の皆さんにもイベントを楽しんでいただくことができました。

3町村の皆さんのご協力に対しまして、この場をお借りいたしまして、お礼申し上げます。

さて、新聞報道によりますと、5月4日、総務省が、「子どもの日」にちなみ、4月1日現在の15歳未満の年少人口推計を発表いたしました。

この発表によりますと、年少人口の総数は、昨年より20万人も少ない1,781万人で、23年連続で減少するとともに、日本の総人口に占める子どもの割合は、過去最低の13.9パーセントと、30年連続で低下しているとのことであります。

また、3歳ごとの年齢層別の人口では、12歳から14歳が最も多く、0歳から2歳までが最も少ないとというように、少子化傾向を反映して、年齢が低くなるほど人口が少なくなっています。

私は、機会があるごとに、平成の市町村合併は、少子高齢化から間もなく訪れる急激な人口減少社会により、将来必ず生じるであろう大きな課題を克服し、自治体として生き抜くための21世紀の新しいふるさとづくりであると申し上げております。

合併につきましては、まだまだ、様々なお考えを耳にいたします。

しかし、総務省の発表を見て、「世代間の助け合い」という、今までの制度や常識が崩れる社会が、近い将来に訪れるということを、改めて感じさせられるとともに、今、私たちが、合併という決断により、“新しいふるさとづくり”的第一歩を踏み出すことが、未来を担う子どもたちのために、非常に重要な意味を持つということを再認識いたしました。

4市町村が力を合わせ、住民の皆さんの期待に応えられる10万都市の誕生に向けて、合併協議を進めて参りたいと考えております。

本日の協議会でございますが、前回ご提案いたしました「事務事業のすり合わせ調整案」のご協議をいただくほか、次回の協議会において、ご協議をお願いします調整案につきまして、ご提案をさせていただきます。

本日は、よろしくご協議をお願いします。それでは、しばらくの間、司会進行役を務めさせていただきます。

はじめに、皆様に、ご報告を申し上げます。

本日、取材をしておりますマスコミ各社より、協議会の写真撮影について、事前に申し入れがあり、許可をしてございます。

それでは、議事を進めてまいります。次第の3.議題に入ります。

(1) 協議事項の「協議会で協議すべき項目」につきましてお諮りします。

前回の資料をご覧ください。前回、提案内容につきまして、説明がありましたが、専門部会ごとにお諮りをいたします。

はじめに、資料番号 1-1 「総務専門部会」の 36 項目につきましてお諮りします。

何か、ご意見等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○佐久市 角田委員

広報について質問します。

事務局は各市町村の膨大な事務をしかも基本原則の中ですり合わせるという、大変な事務量であり、これに対し敬意を表するものです。

その中で、1つ大きな問題が落ちているので質問します。

第2回協議会で調整方針が出ておりまして、総務関係では広報公聴については、「広報事業については新市発足時に統合し、引き継ぎ情報提供に努める」となっております。公聴関係については、「合併後は行政に住民の声をより反映させ施策を充実し、住民の意見に充分対応できる体系をつくる」この2つの柱で原案を可決し、この5回で出てきたわけですが、この中で、広報の関係は従来1回だったものを2回にするということで、これについては問題ないわけです。問題は、公聴関係が全く出でていない。これはおかしいのではないかという事です。確かに協議項目の中には事務的なものは出でているが、1番大切な公聴関係が何も出でていない。

基本の方針で「住民の声を反映させる体制をつくる」と立派な表現が出でているわけですが、この実践をどのようにやるのかが出ていない。新市は行政区域が飛躍的に広くなるので、住民の声を広く聞き、住民意識を一体的に持つことが新市の柱ではないか。しかもそれは大変な長期間でなければできないという事ですので、ぜひ公聴を大事にして、一歩踏み出した方がよいのではないか、ただ文章に表しただけでは困る。こういうことで質問するわけです。

したがって、各支所がこれからできることになりますが、おそらくはしばらくの間、理事者或いは補佐する各部長などは、年1度ぐらいは住民を代表する会、区長会、婦人会、老人会、小中学校の子どもたちの純真な声を聞きながら「現在の市政はこういう状態だから了解してくださいよ」あるいは「素晴らしい提案が出てきたので市政に反映しましょう」といった公聴を行なうことが一番基本ではないかということで、その基本が出ていないのは大変残念であるということで、それについての考え方をお伺いしたい。

○柳澤局長

まず、広報活動でございますが、広報のお知らせのほか、フォトニュース、FMさくだいら、佐久ケーブルテレビ等について、協議がなされております。広聴活動につきましては、なんでもポスト、市民

フォーラム掲示板、ISO9001市民アンケート、子ども議会、市政モニター制度といったものが検討されているところです。こうしたいくつかの事業があがっておりますが、ご指摘いただいたように、同じ事業をなるべくこれから一緒にご協議をいただくように提案して参りたいと考えておりますし、今後もこういったご意見を参考にさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○角田委員

わかりました。ただ、私が一番心配するのは、支所となる住民のみなさんではないかと思います。そういう体制になるなかで、広聴で一番大切なことは、支所長に広聴の大きな責任を持っていただき、住民の声を、地域の声を絶えず聞いて理事者に、あるいは議会に伝えるということが大切なのではないかと思いますので、そんなことも考えて進めていただければありがたいと思います。

○三浦会長

(事務局に対し)今の趣旨をよく考慮して。他にございますか。質問なければ総務専門部会については原案のとおりということでおよしいでしょうか。ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

次に、資料番号 1 - 2 「民生専門部会」の 13 項目につきましてお諮りします。

何か、ご意見等ございますでしょうか。

「民生専門部会」につきましては、原案のとおりとすることでおよしいでしょうか。

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

次に、資料番号 1 - 3 「保健福祉専門部会」の 15 項目につきましてお諮りします。

何か、ご意見等ございますでしょうか。

○臼田町 川村委員

学童クラブについてですが、学童保育の事業や児童館の事業等、目的が若干違うと思いますが、今後児童館に一元化していくというような調整案でございますが、児童館の中で今行われている学童クラブのそういう事業を、施設のなかで設置したり、併合したりしていくことはできるのかどうなのかお尋ねしたい。

○柳澤事務局長

学童クラブのご質問でございますが、現在臼田町、浅科村、望月町で実施しております学童クラブにつきましては、利用者は登録制でありますし、利用料金もございます。利用時間についても違いがあります。児童館につきましては、場所、建物の面積、利用対象者、利用時間、職員等について、一定の基準のもとに整備をしているわけでございます。したがいまして、利用者はどこの施設を利用して同じサービスを受けられるような状況でございます。このようなことから、合併後は、無料で誰でも子育て支援サービスが受けられるような児童館に一元化をして、整備をしていくことを新市建設計画においても計画しているところでございます。また、児童館が整備されるまでは、それぞれの学童クラブにつきましては、運営は、新市の運営として実施していくという事務事業のすり合わせがございますので、現

在において、学童クラブと児童館の両方は、難しいと思われます。児童館の方で一元化していきたいと考えております。

○臼田町 川村委員

できれば、今後学童クラブ活動もできるような方向で考えていただきたいということで要望しておきます。

○三浦会長

佐久市の場合、児童館は10館ありますが、個々の館長によって、いろんなことをやっているんです。言ってみれば、学童クラブのようなこともやっているわけです。ですから、拠点があるかないかの話であって、拠点として整備したいという話なんです。やっていることは、佐久市の児童館も学童クラブのようなことをやっているわけです。

他にございましょうか。なければ「保健福祉専門部会」につきましては、原案のとおりとすることでよろしいでしょうか。

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

次に、資料番号 1 - 4 「経済専門部会」の 38 項目につきまして、お諮りします。

何か、ご意見等ございますでしょうか。

ご意見なれば、「経済専門部会」につきましては、原案のとおりとすることでよろしいでしょうか。

ご異議がございませんので、本案のとおりとさせていただきます。

次に、資料番号 1 - 5 「建設専門部会」の 2 項目につきまして、お諮りします。

何か、ご意見等ございますでしょうか。

ご意見なれば、これも、原案のとおりということでよろしいでしょうか。

<同意>

ありがとうございました。ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

次に、資料番号 1 - 6 「教育専門部会」の 24 項目につきまして、お諮りします。

何か、ご意見等ございますでしょうか。

「教育専門部会」につきましては、原案のとおりとすることでよろしいでしょうか。

ご異議がございませんので、本案のとおりとさせていただきます。

以上で、前回提案されました、協議会で協議すべき事項につきましては、審議は終了いたしました。

続きまして、「協議会に報告すべき項目」でございますが、お諮りする前に、事務局より、2点説明を申しあげます。

佐藤係長

前回 4月 20 日にお配りしました資料に、差し替え等ありますので、よろしくお願ひします。

資料番号 2 2 民生専門部会での、協議会で承認する項目につきまして 1 ページに協議項目一覧とありますけれども、そちらにあります事務事業項目と異なる項目の現況調書を添付してございました。た

いへん申し訳ございませんでした。本日、訂正を致しました、資料2-2を皆様にお配りしております。前回配布済み資料の2-2について全て差し替えをお願いします。なお、調整内容等に変更はございませんのでよろしくお願いいいたします。ご迷惑をおかけしますが、お願いいいたします。

荻原係長

それでは、もう一点お願い致します。前回ご提案いたしました、資料2-4、7ページお願いいたします。経済専門部会、提案番号70番「治山林道協会負担金」でございます。これにつきましては現在、北佐久・南佐久の組織の再検討が検討されておりますので、今回は、取下げということでお願いいたします。よろしくお願いいいたします。

三浦会長

ただいま、事務局から説明がありましたけれども、資料2-2の民生専門部会の現況調書に誤りがございましたので、差し替えをお願い致します。また、資料番号2-4 経済専門部会の「治山林協会負担金」につきましては、その効果をもう少し確かめたらどうかということで、検討が必要ですので、今回は取り下げをさせていただきます。

続きまして、協議会に報告すべき項目につきましては、一括でお諮りをいたします。前回資料の2-1から2-6になりますけれども、何かご意見ございましょうか。

協議会で報告すべき項目につきましては、ご質問なれば、原案のとおりということでおろしいでしょうか。ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

次に、(2)次回協議会での協議事項に入ります。

今回、事務局より提案説明があり、次回の協議会で協議・承認を行うことになります。それでは、「協議会で協議すべき項目」につきまして、はじめに、総務専門部会の説明をお願いします。

小林係長

それでは、私のほうから、総務専門部会につきまして、ご説明をさせていただきます。本日お配りしてあります資料の1-1をご覧頂きたいと思います。今回ご提案いたします項目は、全部で26項目ございます。それでは1ページお願いいたします。こちらの内容一覧表に基づきまして1項目づつ説明させていただきます。

提案番号1でございますけれども、「市町村民憲章」でございます。こちらにつきましては、4市町村の内容に違いがございます。調整案でございますが、合併後、新たに憲章を制定するというもので、調整案の詳細ですが、新市の市民として、新たに討議し、制定していくというものでございます。

2項目目「都市宣言」でございます。こちらにつきましても、4市町村の内容に違いがございます。調整案でございますが、合併後、新市において制定するというものでございます。調整案の詳細ですが、全ての宣言を引き継ぐことを基本と致しますが、時代の要請と照らして見直しも行なっていくという調整案でございます。

3項目目「夜間窓口」の関係でございます。こちらにつきましては、現在、臼田町・浅科村・望月町が実施しておりますが、その方法に違いがございます。調整案でございますが、合併時、市役所及び、各

支所において統一して実施するというものです。調整案の詳細でございますが、具体的な事務処理方法は、臼田町の例によります。また、勤務時間につきましては、時差出勤により対応致します。実施日・時間でございますが、土日、祝祭日、年末年始休業を除く毎日、午後6：30まで行ないます。業務の内容でございますが、住民票・戸籍・印鑑・税務等の各種証明でございます。

続きまして、4項目目「情報公開制度」でございます。こちらにつきましては、4市町村間で、請求対象者また、実施機関等の内容に違いがございます。調整案でございますが、合併時情報公開法に基づき内容を統一し、推進するというものでございます。

5項目目「個人情報保護制度」でございます。こちらにつきましては、4市町村とも同様に実施しておりますので合併時、新市において策定し、推進するという調整案でございます。

6項目目「ISO9001」でございます。ISO9001につきましては、サービスの品質をシステムとして保証する国際規格でございまして、平成11年3月に日本の行政機関として初めて佐久市が取得したものでございます。こちらにつきましては、合併時、新市において実施するという調整案でございます。

7項目目「フォトニュース発行」でございます。こちらにつきましては、現在、佐久市が実施しております。こちらに現物を持ってきておりますけれども、こちらがフォトニュースでございまして四半期ごとに市政、主な出来事を写真等で紹介するというものでございます。こちらにつきまして、合併時、新市においてフォトニュースを発行するという調整案でございます。

8項目目「子ども議会」でございます。こちらにつきましては、佐久市・浅科村・望月町が実施しております。調整案ですが、合併時、佐久市・浅科村・望月町の例を基本に実施するというものでございます。調整案の詳細でございますけれども、新市の小中学校の児童生徒を対象に行ないまして、子どもたちに議会の仕組み等を体験、勉強していただくとともに、子どもならではの発想に基づいた市づくりのための意見要望を聞き市政推進に役立てることを目的としております。

続きまして2ページお願ひいたします。9項目目「市民フォーラム掲示板管理」でございます。こちらにつきましては、市のホームページに掲示板を開設いたしまして、市政一般に関する意見・要望等を聞き、市政推進に役立てることを目的としております。現在こちらにつきましては、佐久市が実施をしておりまして、調整案でございますが、合併時、新市において実施をします。

10項目目「表彰事務」でございます。こちらにつきましては、4市町村で実施をしておりますが、内容に違いがございます。調整案でございますが、合併後、新市において、表彰基準を設定するというものでございます。

11項目目「名誉市町村民」でございます。こちらにつきましては、佐久市・臼田町・浅科村が実施しております。調整案でございますが、合併後、新市において実施をするという調整案でございます。

12項目目「市町村議・市町村長選挙の管理執行」でございます。こちらにつきましては、法令に基づき、4市町村とも実施しておりますが、佐久市・臼田町・望月町が選挙公報を発行しております。調整案でございますが、合併時、新市において選挙公報を発行し実施をするというものでございます。

13項目目「公共施設事業補助金」でございます。こちらにつきましては、区の公会場、及び区民広場等の施設整備に対する補助でございます。こちらにつきましては、4市町村とも実施をしておりますが、内容に違いがございます。調整案でございますが、合併時、制度を統一して実施していきます。調整案の

詳細に補助の内容を記載しておりますので、ご覧頂きたいと思います。

14項目目「情報公開・個人情報保護審議会」でございます。こちらにつきましては、臼田町・浅科村・望月町が情報公開と、個人情報保護の審議会が別々に設置されております。また、委員の任期に違いがございます。調整案でございますが、合併時、情報公開と個人情報保護について一つの審議会として設置するというものでございます。

15項目目から17項目目3つでございますが、「総合計画」「実施計画」「辺地総合整備計画」でございますけれども、こちらにつきましては、合併後、新市において制定をするという調整案でございます。

続きまして、3ページお願いします。18項目目「千曲川高原リゾート構想」でございますけれども、こちらにつきましては、4市町村が同様に実施しておりますので、合併時、現行どおりいたします。

19項目目「土地利用計画の総合整備」でございます。こちらにつきましては、4市町村間で計画内容・目標年次に違いがございます。調整案でございますが、合併後、新市において計画を策定するという調整案でございます。

20項目目「4年制大学誘致」でございます。こちらにつきましては、現在、佐久市が実施しております。調整案でございますが、合併時、新市において実施するというもので、調整案の詳細でございますが、新市建設計画を踏まえ、佐久地域への4年制大学の誘致を行なうという調整案の詳細でございます。

21項目目「長野陸運支局佐久自動車検査登録事務所設置促進期成同盟会負担金」でございます。こちらにつきましては、昨日、新聞報道にございましたが、車の佐久ナンバーの関係でございます。こちらにつきましては現在、佐久市が加入をしております。調整案でございますが、合併後、新市において加入をするというものです。

続きまして、23項目目「中部西関東市町村地域連携軸協議会」でございますけれども、現在、佐久市・臼田町が加入しております。調整案でございますが、合併後新市において加入をするという調整案でございます。

24項目目「御牧原大地総合開発促進協議会」こちらにつきましては、浅科村・望月町が加入をしております。調整案でございますが、合併後、新市において加入をするという調整案でございます。

25項目目「佐久広域連合」でございます。こちらにつきましては、現在4市町村とも加入しております。調整案でございますが、合併時、新市として加入をするという調整案でございます。調整案の詳細でございますが、合併時までに、新市の広域連合の議員定数及び市町村分担金の負担割に係わる佐久広域連合規約改正及び負債整理について、佐久広域連合との協議を進めるという調整案の詳細でございます。

続きまして「土地開発公社」でございますけれども、こちらにつきましては、現在、佐久市・臼田町・浅科村において設立されているが、土地開発公社につきましては「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づきまして設立される特別法人でありまして、その業務である、土地の取得、管理処分等を総合的、一体的に処理されることが望ましいという観点から1地方公共団体に1公社が原則となっております。調整案の詳細でございますが、臼田町・浅科村の各土地開発公社を解散すると共に、佐久市土地開発公

社を定款変更により、新市の土地開発公社とする。という調整案でございます。以上が総務専門部会でございます。

三浦会長

次回までにご検討いただくわけですが、今の事務局の説明に何か疑問点ございますか。

では、次回審議をお願いします。

次に、保健福祉専門部会につきまして説明お願いします。

佐藤係長

それでは、保健福祉専門部会資料番号1 - 2をお願いいたします。保健福祉専門部会からは5項目についてご説明いたします。1ページにございます協議内容一覧をお願いいたします。

こちらにあります、提案番号1, 2, 3ですが、こちら、各市町村で在宅介護等の各種システムを稼動しているものについてでございます。

提案番号1番「介護予防支援システム」でございます。臼田町が単独で実施しているものでございます。調整案でございますが、合併時、現行どおりとし、合併後、3年以内に新市基幹型在宅介護支援センターを中心に統一して構築した在宅介護支援システムに移行し、介護予防の一元管理を図ると共に、各地域型在宅介護支援センターとのネットワーク化を図る。というものであります。

提案番号2番「在宅ケアマネジメント支援システム」こちら浅科村で稼動しているものでございますが、調整案ですけれども、合併時、在宅介護支援システムに統合する。というものでございます。

提案番号3番「在宅介護支援システム」ですが、こちらは、佐久市で稼動しているものでございます。調整案ですが、合併時、新市において、在宅福祉支援に供するため、在宅介護支援システムを構築し、介護予防支援システムを3年以内に統合して、個人情報管理・高齢者福祉業務・支援費支給業務等の一元管理を図り、住民基本台帳とリンクした在宅福祉支援のネットワーク化を図る。ということで、新市におきまして在宅介護システムにデータ等を移行して統合を図るという内容になってございます。

提案番号4番「口腔歯科保健センター事業」でございます。問題点ですが、佐久市が単独で実施している。調整案ですが、合併時、新市において実施する。調整案の詳細ですけれども、乳幼児期から高齢期に至る総合的な口腔歯科保健の指導機関として新市として設置し、事業の推進を図る。しております。

提案番号5番「ファミリーサポートプログラム事業」です。問題点ですが、臼田町が単独で実施している。こちらの事業ですけれども、各種健康審査等の個人のデータを、世帯、若しくは家族としてデータを統合分析して、その結果を打ち出すというものでございます。家族ぐるみでの生活習慣病の予防などに資するというものです。調整案ですが、合併後2年以内に構築する健康管理データバンクを応用して、事業の継続を図るとしております。保健福祉専門部会からは以上5項目でございます。

三浦会長

ただいまの事務局の説明に、何かご質問ございますでしょうか。

では、次回協議をお願いします。次に参りまして、経済専門部会につきましてお願い致します。

荻原係長

それでは、資料番号 1 - 3 をお願いします。建設専門部会ですが、今回 6 項目提案させていただきます。提案番号 1 番でございますが、「入札参加資格審査」でございます。問題点と致しまして入札参加資格審査の定期審査は 2 年に 1 回ですが、申請時の経営事項審査通知書にかかる 4 市町村の取り扱いが異なり、また中間年における審査申請時においては、受付方法の取り扱いが異なるため調整を要する。というものでございます。調整案でございますが、合併前に新たな基準を設定し、統一するというものでございます。調整案の詳細でございますが、資格審査は、2 年に 1 回定期に行い、付与された資格は 2 年間有効となる。中間年においては、新規、業種の追加、再審査についてのみ入札参加資格申請を受け付けて審査を行なう。というものでございます。定期審査及び中間年における審査の受付は、時期及び期間を統一して行なう。入札参加資格審査申請時には、必ず経営事項審査結果通知書の提出を求ることとする。という調整案の詳細でございます。

続きまして、提案番号 2 番「業者選定」でございます。問題点と致しまして、各市町村が実施しているが、本選定委員会において審議する建築工事等の設計額基準、業者の格付け基準及び選定基準に差異がある。というものでございます。調整案でございますが、合併時本選定委員会において、審議する建築工事等の設計額基準、業者の格付け基準及び選定基準を統一する。というものでございます。調整案の詳細でございますが、本選定委員会においては、設計額 3,000 万円以上の建築工事、設計額 1,500 万以上の建築工事以外の工事、委託予定価格 500 万円以上の調査・測量・設計等の業務委託に係る業者の選定等に関する事項等について審議を行なう。というものでございます。建設工事業者の工事種類の格付けは経営事項審査結果通知書の総合評点を基準に行なう。新規登録業者については 1 年目は最下位ランクに格付けし、2 年目以降において本来格付けすべきランクへの格付けを行なう。業者選定基準は業者の地域性に配慮して作成し、全市・北部または南部・地区を単位とし設計予定額の区分との組み合わせにより作成する。全市は、市内をひとつの選定区域とする。北部または南部につきましては、市内を二つの選定区域とし北部は浅間地区、東地区、浅科地区、望月地区とし南部は野沢地区、中込地区、臼田地区とする。というものでございます。地区は、市内を浅間地区、東地区、野沢地区、中込地区、臼田地区、浅科地区、望月地区の 7 つの地区に分ける。というものでございます。

続きまして、提案番号 3 番でございます。「入札及び契約」でございます。問題点でございますが、4 市町村で実施しているが、入札及び契約の委託を受ける基準金額、入札回数、議会の議決を必要とする契約金額及び低入札への対応において差がある。というものでございます。調整案でございますが、合併時、新たな基準を設定し統一する。調整案の詳細ですが、基準金額につきましては 100 万円以上の建設工事意及び建設工事にかかる委託料。議決を必要とする契約金額につきましては、落札予定価格が 1 億 5 千万円以上のもの。入札（見積り）回数：入札回数 2 回。不落隋契に伴う見積もり回数 2 回。随意契約に伴う見積もり回数 2 回。ということでございます。低入札対策：と致しまして、低入札調査制度における失格基準の設定等により適正な工事施設を確保するためのダンピング対策を講じるというものでございます。

提案番号 4 番「開発審議会」でございます。問題点と致しまして、望月町が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、現行どおりとし、合併後 1 年以内に統一される開発指導要綱事前協議及び自然環境保全条例の施行時に廃止する。調整案の詳細ですが、新市の開発指導要綱事前協議及び自然

環境保全条例許可届出で対応できるため、施行時に廃止する。というものでございます。

提案番号 5 番「開発指導要綱事前協議」でございます。問題点と致しまして、4市町村が実施しているが、対象行為・指導・許可基準に差異があるというものでございます。調整案ですが、合併後 1 年以内に、調整案の詳細のとおり統一する。ということで、詳細でございますが、市全域の良好な生活環境を保全するため一定規模以上の宅地等開発行為に対し、開発指導要綱を制定し指導する。というものでございます。対象地域については、市の自然環境保全条例対象地域及び自然公園地域を除く市域全域。対象行為・指導基準につきましては、3、4 ページの基準をし、調整を図るというものでございます。施行時期については、対象地域住民等への周知期間を設け、合併後 1 年以内とする。というものでございます。

続きまして、提案番号 6 番でございます。「自然環境保全」でございますが、問題点と致しまして、4 市町村が実施しているが、対象行為・許可基準に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併後、1 年以内に、調整案の詳細のとおり統一するということで、調整案の詳細をお願いします。市全域の良好な自然環境を保全するため山林原野の一定規模以上の開発行為に対し、自然環境保全条例を制定し指導する。対象地域につきましては、市内の山林・原野を対象とする。ただし、市街地地域及び、自然公園地域を除く。というものでございます。対象行為、評価基準につきましては、3、4 ページを参考に調整を図るというものでございます。施行時期につきましては、先程と同様に対象地域住民等への周知期間を設け、合併後 1 年以内とする。というものでございます。以上でございます。

三浦会長

ただいまの建設専門部会 6 項目、事務局の説明に、何かご質問ございますでしょうか。

○臼田町 田嶋委員

私の方から 4 点ほどお伺いしたいと思います。まず、入札参加資格審査について、調整案の詳細の中に、「経営事項審査結果通知書」という表現が出てきますが、これは、今年の 3 月 31 日をもってなくなっておりまして、現在は、4 月 1 日から、「経営規模等評価結果通知書」というふうに変わっております。3 月に法改正があったわけでございます。

2 つめです。5 ページの入札参加資格の現況調書についてですが、4 つの市町村について、「経営事項審査結果通知書を必ず提出させている。」とあり、臼田、浅科、望月につきましては、「軽微な工事のみを希望する業者については、その提出を免除している。」とあります。これは、実務で考えてみると、たとえば小規模なガラス工事とか、カーテンの内装工事、小さな設備工事や電気工事等、軽微な工事について、一番基になります建設業法の法律によると、一定規模以上の場合であれば必要であるけれども、それ以下の場合は、提出を免れると書いてあります。

次に、戻って 1 ページの 2 の業者選定についてですが、調整案の詳細の真ん中あたりでございますが、「建設工事業者の工事種類の格付けは、経営事項審査結果通知書の総合評点を基準に行う。」とあります。この総合評点は、旧経営事項審査結果通知書の総合評点のことをいいます。長野県は、県が独自にやっております新客観定数をパスすると、入札参加資格を得られることになります。

その下の「業者選定基準」ですが、「全市の場合」と「北部又は南部の場合」と「地区を単位にした

場合」と分けてありますが、金額で決めるのか、工事の概要で決めるのか、その辺を具体的に明記された方がよいのではないかと思います。以上4点ですが、よろしくお願ひいたします。

○柳澤局長

次回までに調査しまして、ご報告申し上げます。

三浦会長

他にございませんか。ご質問ございませんので、協議会で協議すべき項目につきましては、次回の協議会でご協議お願いします。協議会で報告すべき項目につきましては、次回までに資料をご覧頂きたいと思います。

次に、次第の4その他です。事務局ございますか。

小林係長

それでは、私の方から次回の協議会の日程について、お知らせいたします。

次回、第6回の合併協議会でございますが、5月31日月曜日午後4時から、本日と同じ、佐久市役所8階大会議室で開催を致します。なお、識見者委員の皆さんには、本日お配りいたしました封筒に、通知文書が入っておりますので、お願いします。以上でございます。

三浦会長

委員の皆様から何かございますか。なければ、本日の協議事項は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第5回合併協議会を閉会させていただきます。ご苦労様でした。ありがとうございました。